

# 森林経営プランナーの認定申請について

森林経営プランナーの認定を受けるためには、下記のとおり認定申請を行う必要があります。

要件を満たしていない場合は申請ができませんので、下記要件をご確認の上、申請してください。

## 1 認定要件

認定を受けるためには、①～⑤の要件を全て満たしている必要があります。

- ① 所属組織の上部団体、所属組織の長等の推薦を受けている者
- ② 協会が指定する研修を修了している者
- ③ 協会が指定するレポートを提出している者
- ④ 所属組織において管理職経験（もしくは、これに準ずる職務経験）がある者
- ⑤ 認定森林施業プランナーとしての業務経験が5年以上ある者、もしくは、集約化施業団地の設計実績が5団地以上ある者

※但し、森林施業プランナー協会試験委員会において、上記要件①から⑤と同等レベルと認められた者についても認定要件を満たしている者とみなします。

## 2 認定申請書受付期限

**令和3年5月28日（金）まで 協会必着**

## 3 提出するもの

- ① 認定申請書
  - ② 推薦状
  - ③ 研修修了証（写）  
（全国森林組合連合会が交付した経営プランナー研修修了証書の写し。  
但し、令和2年度経営プランナー研修の一般研修と専門研修の両方を修了した証書に限る）
  - ④ レポート
  - ⑤ 業務実績証明書（業務経歴版または集約化施業団地設計実績版）
- ※上記提出書類が森林経営プランナー認定に相当であるか、森林施業プランナー協会試験委員会において審査を行います。

## 4 申請書類提出方法および提出先

下記、森林施業プランナー協会メールアドレスへメールにてお送りください。  
なお、メールの件名を「経営プランナー認定申請について」としてください。  
(e-mail : [jimukyokul@shinrin-planner.sakura.ne.jp](mailto:jimukyokul@shinrin-planner.sakura.ne.jp))

## 5 認定申請書類取得方法

森林施業プランナー協会ホームページより取得 (<https://shinrin-planner.com/>)

## 6 登録料について

- (1) 既に認定森林施業プランナーとして登録されている場合、森林経営プランナーの登録料は無料です。
- (2) 認定森林施業プランナーではない場合は、新規登録料として 20,000 円（税込）をお支払いください。
- (3) 登録料の振込方法  
下記口座までお振込みください。  
※振込手数料は各自でご負担ください。

### 【振込口座】

みずほ銀行 丸之内支店（普通）2928346  
森林施業プランナー協会（シリンキョウプランナーキョウカイ）

## 7 認定有効期間

認定の有効期間は、認定証交付日から 2024 年（令和 6 年）3 月 31 日までとなります。更新方法については、森林経営プランナー認定要領をご覧ください。

## 8 認定者に交付するもの

認定者には「森林経営プランナー認定証」を交付いたします。

## 9 その他

詳細については、森林経営プランナー認定要領及び森林施業プランナー協会ポータルサイト（<https://shinrin-planner.com/>）をご確認ください。

### 【お問い合わせ先】

森林施業プランナー協会 担当：淡田・渡邊・緒方  
〒101-0044 東京都千代田区鍛冶町 1-9-16  
TEL：03-6700-4757 FAX: 03-5244-4763  
Mail：jimkyk6@shinrin-planner.sakura.ne.jp